

## ■ 監査委員制度とは

『監査委員』は地方公共団体におかれる執行機関の一つで、地方自治法第195条の規定により設置されるものです。

監査委員は、他の執行機関から独立した立場で、主に市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的、合理的な運営がなされているかどうかを監査します。

監査委員の定数は、人口25万人未満の市では2名（条例で増加させることもできる。）となっており、坂東市の監査委員も2名です。

監査委員は、独任制で委員ひとりひとりが自らの判断のもとに独立して職務を行います。「監査委員会」といわないのはこのためです。ただし、監査結果に関する報告の決定など、重要な事項については委員の合議により決定することとされています。

監査委員は市長が議会の同意を得て選任します。その選任から識見監査委員と議員選出監査委員とに分けられます。

識見監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関してすぐれた見識を有する者から選任され、任期は4年です。

議員選出監査委員は市議会議員から選任され、任期は議員の任期となっています。